

ベトナム弁護士連合会定款

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

**ベトナム弁護士連合会定款**

(2009年5月29日付司法省大臣の決定116/QĐ-BTP号に採用された)

1945年10月10日、ホーチミン国家主席は弁護士団体の組織に関する法令に署名した。1946年、1959年のベトナム共和民主国、1980年、1992年のベトナム社会主義共和国の憲法は弁護士活動の役割・位置づけを確定し、個人・組織の権・利益庇護を補助するとともに社会主義法制保障に資するために設置されることを定める。

半世紀以上を経て、ベトナム共産党の指導の下に、革命・民族の晴々の勝利及び国の発展に伴い、ベトナムの弁護士団体は困難を乗り越え、益々社会における弁護士の役割・位置づけを自ら確定していく。2006年6月29日に、ベトナム社会主義共和国国会第8期は弁護士法を採用した。その中、引き続き、建国事業の新時期における弁護士、弁護士組織の役割・位置づけを確定するとともに、ベトナム弁護士連合会の役割・任務・権限・組織構造を明確に定めた。

ベトナム弁護士連合会はベトナム弁護士の全国において統一した社会・職業組織であり；連合会会員である弁護士、弁護団の集合・団結・合法的な権限、利益の庇護代表；ベトナム共産党の指導の下に、憲法、法律、連合会定款のルールに基づいて、弁護士の社会・職業組織の自治を実施する。

ベトナム弁護士連合会定款にベトナム弁護士連合会、中央直轄省・市弁護団の組織・活動；連合会会員の権限・義務；連合会と連合会会員、関連機関・組織との関係を定める。

**第1章**

**ベトナム弁護士連合会の方針、目的、任務、権限**

**第1条。ベトナム弁護士連合会の方針・目的**

1. ベトナム弁護士連合会は連合会会員である弁護士、弁護団を代表し、合法的な権・利益を庇護する；ベトナム弁護士の基準価値を構築するために全国範囲の弁護士組織の自治制度を実施し、社会のニーズ及びベトナムにおける法権的な国の構築要求に対応する道徳及び専門的な知識がある弁護士組織を育成し、公理保護、経済発展、公平・民主・文明社会構築に資する弁護士職の高貴な役割を実施する。
2. ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国前線のメンバーであり、憲法及び法律のルールに従って、国家の機関、他の社会組織と関係を持つ。ベトナム弁護士連合会は世界の弁護士組織と協力関係を拡充する；連合会の方針、目的に適合する活動がある国際組織に参加する。

**第2条。ベトナム弁護士連合会の法的地位**

1. ベトナム弁護士連合会はベトナムの各弁護士・各弁護団の全国の統一した社会・職業組織であり、法人資格で、印鑑及び口座がある。
2. ベトナム弁護士連合会のシンボルは空色日輪の中央に本の絵と公理の天秤、両側に3つの黄色ラインがあり、上節に黄色星及びベトナム国旗、ベトナム弁護士連合会の文字がある。
3. ベトナム弁護士連合会の国際取引をする際に使っている名称は Vietnam Bar Federation (略号：VBF)
4. ベトナム弁護士連合会本部はベトナム社会主義共和国首都であるハノイにある。

ベトナム弁護士連合会はホーチミン市、国内の他の地域に連合会の活動ニーズ及び法律の規定に基づいて常駐事務所を設置することができる。

**第3条。組織、活動の原則**

ベトナム弁護士連合会は民主、公平；多数に従い；自治と国家管理の連携；憲法、法律、弁護士法及び連合会の定款の遵守の原則に基づいて組織・運営される。

**第4条。弁護士連合会の任務・権限**

1. 連合会の役割、任務、権限範囲内に、国内外の機関・組織との関係を持つ時ベトナムの各弁護士・弁護団の代表
2. 法律及び本定款のルールに基づいて、ベトナム領土内外における連合会会員である各弁護士、弁護団の合法的な権・利益の庇護
3. 弁護士業務の論理規定の公布、遵守の監督
4. 弁護士修習規制の発行・案内・実施の検査について司法省と協力し、また弁護士の修習結果検査。
5. 弁護士業務のトレーニング；弁護士に対する法律知識、業務スキルの養成。
6. 全国における弁護士業務の取りまとめ、知見の共有。
7. 弁護士カード様式の定め；弁護士カードの発行、交換、回収；裁判に参加する際の弁護士の服装について定める。
8. 弁護士報酬の免・減、弁護士による無料の法的補助、弁護士の報酬・費用に係る紛争処理について定める。
9. 弁護士業務修習登録費、弁護団参加費、弁護団・弁護士連合会会員費について定める。
10. 弁護士連合会定款実施について弁護団の組織・活動の検査；弁護士連合会の定款に反する弁護団のルール、決定、議決の一部又は全部の実施を停止させ、又は、改正する。

11. 弁護士法のルール及び弁護士連合会の定款に基づいて、不服申し出、訴訟の解決
12. ベトナム党の機関、国家、祖国前線に対して、弁護士、弁護団の要望、意見、要請を取りまとめて、反映する。
13. 法律立案に参加、法理科学研究、法律の宣伝・普及・教育。
14. 法律の規定に基づいて、弁護士及び弁護士業務に関する国際協力。
15. 法律及び弁護士連合会の規定に基づいて、弁護士連合会資産の管理・使用。
16. 法律及び本定款の規定に基づく他の任務・権限。

## 第二章

### ベトナム弁護士連合会会員

#### 第5条。ベトナム弁護士連合会会員の機構

1. ベトナム弁護士連合会会員はベトナムの弁護団及び各弁護士である。
2. ベトナム弁護士連合会（以下、連合会と省略する）に名誉会員として弁護士ではない個人がいる。

#### 第1節。弁護士

#### 第6条。弁護士連合会会員である弁護士の資格

1. 弁護士は弁護士連合会の当然の会員である；入会している連合団を通じて、連合会に参加する。
2. 弁護団理事会は弁護団における弁護士の権・利益について代表する責任があり、連語会の定款のルールに基づいて、弁護士が連合会会員の権・義務を実施する条件を設定する。

#### 第7条。弁護士の権・義務

弁護士連合会の会員として、弁護士は以下の権・義務がある。

1. 弁護士の権：
  - ア) 弁護士業務を行う時に、弁護士連合会が代表として合法的な権・利益を保護することを要請できる。
  - イ) 全国弁護士大会に立候補する、また候補者として紹介される、また参加者の候補者を紹介する。弁護士連合会の機関に入会する；法律、各組織の定款のルールに基づいて、住民に選ばれた機関、他の社会組織の機関に選挙の立候に弁護士連語会に紹介される。
  - ウ) 弁護士連合会の活動に参加する；連合会の機能強化、組織・活動の開発についてコメントする。
  - エ) 連合会による専門業務の養成
  - オ) 本定款のルールに基づく他の権
2. 弁護士の義務
  - ア) 党の方針、国家の法律、会員である弁護士連合会及び弁護団の定款、各議決・決定を厳正に執行する。
  - イ) 弁護士連合会のルールに基づいて、法律の普及・宣伝・教育、無料法理補助に参加する。
  - ウ) 連合会のルールに基づいて、専門的な業務養成プログラムに充分に参加する。
  - エ) 弁護士連合会の活動に積極的に参加する；弁護士連合会の方針、目的を実施するために、他の弁護士と団結・協力する。
  - オ) ベトナム弁護士連合会、弁護士の信頼を保持する。
  - カ) 期限を遵守し会員費を十分に払う。
  - キ) 本定款のルールに基づく他の義務。

#### 第8条。弁護団に入会

1. 弁護士免許を所有する人は弁護団入会日から弁護団の会員となる。弁護団入会手続きは弁護士法のルールに基づく。
2. 弁護団理事会は以下の場合に弁護団の入会を断る。
  - ア) 弁護団入会書類を提出する人は弁護士法の第17条第4項に定める場合のいずれかに該当する。
  - イ) 弁護団入会書類を提出する人は弁護団の弁護士リストから名前を消却される形式で処罰を受けた。また処罰実施決定の発効日から3年間を経ていない。
  3. 弁護団に入会した人は弁護団理事会の要請に基づいて弁護士連合会に弁護士カードを発行され、また弁護士カードが発行された日から連合会の会員となる。

#### 第9条。弁護士カード

1. 弁護士カードは弁護団及び弁護士連合会の会員であることの承認書である。
2. 弁護士連合会常置委員会は弁護士カードの内容、様式および発行手続きを定める。

#### 第10条。弁護団の弁護士リストから名前取り消し、別の弁護団への移動

1. 弁護団理事会が弁護団の弁護士リストから名前を取り消すことについて検討し決定する。弁護団の定款に弁護団の弁護士リストから名前を取り消す手続きを定める。
2. 弁護士は以下の場合のいずれかに該当する場合、弁護団の弁護士リストから名前を取り消すことが断られる。
  - ア) 処罰を検討される期間内；
  - イ) 弁護団会員資格の一時的停止の処罰を執行する期間内；警告処罰決定の発効日から6ヶ月を経ていない；
  - ウ) 顧客、弁護士又は弁護士業務を行っている組織との紛争を解決している過程内；
  - エ) 弁護士業務活動に関する不服申し出、訴訟を解決している過程内。
3. 弁護士は別の弁護団に移動したい場合、この条の第1項に基づいて、会員である弁護団の弁護士リストから名前を取り消さなければならない。また本定款の第8条に定めるルールに基づいて、新しい弁護団に入会する手続きを行う。

#### 第11条。弁護士カードの変更・再交付・回収

1. 弁護士カードは技術的な理由で使用価値が無くなる場合には変更ができる。弁護士カードが失った場合、又は技術的な理由で消却された場合再交付される。
2. 弁護士カードは以下の場合に回収される。
  - ア) 弁護団の処罰として弁護団の弁護士リストから名前を取り消しされる；
  - イ) 弁護士免許を司法省に回収される。弁護士連合会常置委員会は弁護士カード回収を決める。
3. 弁護士カードの変更・再交付・回収手続きは弁護士連合会常置委員会のガイドラインに基づいて実施される。

#### 第12条。裁判に参加する際の弁護士の服装

1. 裁判に参加する際の弁護士の服装は厳正に、礼儀正しい、便利かつ統一性を保持しなければならない。
2. 全国弁護士委員会は弁護団及び弁護士の意見を参考した上で、裁判に参加する際の弁護士の服装を決める。

#### 第II節。弁護団

### 第13条. 弁護団の弁護士連合会会員としての資格

弁護団は弁護士連合会の当然の会員である。弁護士連合会と関係を持つ弁護団代表者は弁護団長である。

### 第14条. 弁護団の権・義務

弁護団は弁護士連合会会員として、以下の権・義務がある。

1. 弁護団の権：
  - ア) 合法的な利益が侵される場合、弁護士連合会による庇護を求めることができる；
  - イ) 全国弁護士代表大会に参加するための弁護団の弁護士を投票する；
  - ウ) 弁護士連合会の各機関及び幹部に当選する候補者のリストに載せるための弁護士を紹介する；
  - エ) 弁護士連合会の活動に参加する；弁護士連合会の機能強化、組織・活動開発について提案する；
  - オ) 組織・活動上の困難がある時、弁護士連合会による支援を受ける；
  - カ) 法律及び本定款のルールに基づく他の権。
2. 弁護団の義務：
  - ア) 法律、弁護士連合会の定款、議決、決定を厳正に執行する；
  - イ) 法律の普及・宣伝・教育に参加する；
  - ウ) 連合会による分担に基づき、弁護士連合会の活動に参加する；
  - エ) 弁護士連合会の方針、目的を実施するために、他の弁護団と団結・協力する；
  - オ) 法律及び本定款のルールに基づく他の義務。

### 第15条. 弁護団の弁護士大会

1. 弁護士大会は弁護団の最高管理機関である。弁護士大会は弁護士全体大会の形で召集される。300人以上の弁護士がいる弁護団に関しては、弁護士大会を開催することができる。弁護団の定款に弁護士大会参加者を選定する人数及び形式を定める。
2. 弁護士大会は毎年の大会及び任期5年の大会がある。また、弁護団理事会、弁護団の弁護士の過半数による要請、又は弁護士連合会常置委員会、法律に基づく権限がある国家の機関の要請に基づいて、大会を臨時的に召集することができる。弁護士大会は最低3分の2の弁護団の会員（弁護士全体の大会の場合）又は召集された3分の2の代表者（弁護士大会の場合）が参加する場合には正当だと見られる。
3. 任期がある弁護士大会は以下の内容がある。
  - ア) 当任期における弁護士業務運営、弁護団の活動を取りまとめる報告書及び次任期の活動方針・計画について議論・採択する；
  - イ) 定款の改正・補足を検討する（あれば）；
  - ウ) 弁護団の理事会、理事長、表彰・処罰委員会を投票する；
  - エ) 当任期のファイナンス報告書を採択する；
  - オ) 理事会の要請に基づく他の内容。
4. 毎年の弁護士大会は以下の内容がある。
  - ア) 年内における弁護士業務運営、弁護団の活動を取りまとめる報告書及び次年度の方針について議論・採択する；
  - イ) 理事会、表彰・処罰委員会のメンバーを追加選挙を行う（あれば）；
  - ウ) 年度内のファイナンス報告書を採択する；
  - エ) 理事会の要請に基づく他の内容。
5. 出席する代表者の過半数が賛同する場合、弁護士大会の議決・決定が承認される。
6. 弁護団定款に弁護団の弁護士大会の詳細を定める。

7. 弁護団理事会は弁護士連合会、弁護団が設置される中央直属の省・市人民委員会に対して、弁護士大会の開催及び開催結果を報告する責任がある。
8. 省級人民委員会による承認を求める前に、弁護士大会に採用された弁護団定款について、弁護士連合会の意見を求めなければならない。

### 第16条. 弁護団理事会

1. 弁護団理事会は弁護士大会の執行機関であり、任期5年として大会に選ばれた。弁護団理事会には理事長、副理事長及び場合によって他の数人のメンバーがいる。弁護団定款に基づいて、弁護団理事会の副理事長、他のメンバーの人数について弁護士大会に決められる。弁護団理事会の決定は理事会メンバーの過半数以上賛同する場合に採用される。
2. 弁護団理事会は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護士修習登録、弁護団入会、弁護団弁護士リストから名前取り消しの承認・断りを決定する；
  - イ) 弁護士業務論理規定の遵守を監督する；
  - ウ) 弁護士業務を行う組織、地方における個人弁護士の活動を監督する；
  - エ) 弁護士同士、弁護士と弁護士業務運営組織との間；弁護士業務運営組織同士；顧客と弁護士との間；顧客と弁護士業務運営組織間の弁護士業務に関する紛争を和解する；
  - オ) 弁護士に対する処罰を検討・決定する；
  - カ) 弁護士の専門的な業務能力を向上させるために、経験の取り纏め・共有、専門的な業務の養成及び他の対策を実施する；
  - キ) 法律・政策整備における弁護士の意見を照会・集積する；
  - ク) 法律の宣伝・普及・教育及び無料法理補助活動に参加するため、弁護団の弁護士を配置する。
  - ケ) 法律のルール及び弁護士連合会常置委員会のガイドラインに基づいて、弁護団の組織・活動及び弁護士リストを弁護士連合会、中央直属省・市人民委員会に報告する；
  - コ) 弁護団の定款に定める他の任務・権限。
3. 弁護士理事会は求められる場合、弁護士連合会、弁護団が設置された中央直属省・市人民委員会に対して弁護団の議決・決定を送付する責任がある。
4. 弁護団理事会は以下の場合に離任させられる。
  - ア) 弁護団定款、弁護士連合会定款のルールの重大な違反；弁護団利益の侵害；
  - イ) 法理に禁じられる行為実施又は法律の他のルールの重大な違反；
  - ウ) 弁護団会員の過半数以上の信頼が得られない。弁護士大会は弁護団理事会の離任を決める。

### 第17条. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバー

1. 弁護団の弁護士大会は弁護士大会が選んだ弁護団理事会の各弁護士のの中から弁護団理事長を選ぶ。弁護団理事長の任期は弁護団理事会の任期と重複する。弁護団理事長は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護団の代表、弁護団活動の全体責任を負う；
  - イ) 弁護士大会の議決・決定実施において、弁護団理事会の活動を配置・運営する；
  - ウ) 弁護団理事会の会議を召集・主催する；
  - エ) 弁護団定款に定める他の任務・権限。
2. 弁護団理事会が理事会のメンバーから弁護団副理事長を選ぶ。

3. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーは以下の場合解任させられる。

- ア) 民事行為の能力が失う又は民事行為能力が制限される；
- イ) 現役を退く；
- ウ) 任務を果たせない健康上の問題又は他の理由。

4. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーは以下の場合離任させられる。

- ア) 自らの任務、権限、責任を実施する際に、弁護団、弁護士連合会定款の重大な違反；弁護団の利益侵害；
  - イ) 弁護士、弁護士業務、弁護士の社会・業務組織、法律の他のルールについて重度な法律違反；
  - ウ) 弁護団の過半数以上から信頼を得られない；
  - エ) 弁護団の会員資格の一時停止又は弁護団の弁護士リストから名前取り消しの形式で処罰される；
  - オ) 弁護士免許使用権取り消し；
  - カ) 判決を受け、判決が発効される。
6. 弁護団定款に弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーの選挙、解任、離任の詳細手続きを定める。

### 第18条. 弁護団の表彰・処罰委員会

1. 弁護団の表彰・処罰委員会は弁護団理事会の任期に沿って、弁護士大会によって選ばれる。
2. 表彰・処罰委員会に、委員会のメンバー及び他のメンバーの中から委員会に選ばれた委員長、各副委員長がいる。弁護士大会は弁護団定款に基づいて、表彰・処罰委員会の人数を決める。弁護団定款に表彰・処罰委員会、委員長、副委員長の選挙のプロセス・手続きを定める。
3. 表彰・処罰委員会は弁護団理事会が弁護士に対する弁護団の表彰・処罰の形式を決めるために検討し、依頼する。又は、弁護士、弁護士業務運営組織、弁護団の表彰に権限がある国家機関に依頼する。表彰・処罰委員会は集団原則及び多数決定に基づいて業務を実施する。
4. 弁護団定款に弁護団の表彰・処罰委員会、委員長、副委員長、他のメンバーの解任、離任について定める。

### 第19条. 弁護団の補助機関

弁護団に理事会及び表彰・処罰委員会を補助する専門的な部署を設けることができる。弁護団定款に専門的な部署の数、組織形式及び役割、任務を定める。

### 第20条. 弁護団の地方組織

300名以上の弁護士がいる弁護団は地方組織を設けることができる。弁護団定款に地方組織の形式、任務、権限を定める。

## 第Ⅲ節. 弁護士連合会の名誉会員

### 第21条. 弁護士連合会の名誉会員の条件

ベトナムにおける弁護士の構築、組織開発、活動事業に大きな功績がある、又はベトナム弁護士業界に広範囲に信頼される場合、弁護士業務を休業した人、他の個人も弁護士連合会の名誉会員として認められる。

全国弁護士委員会は弁護士連合会の名誉会員認定を決める。

### 第22条. 弁護士連合会の名誉会員の権・義務

弁護士連合会の名誉会員は全国弁護士代表大会に出席することを招待され、また意見を求められる；必要な場合には、全国弁護士委員会の会議に参加するように招待される；表彰対象として検討され、弁護士連合会の名誉名義を贈られる。名誉会員は議決できない、弁護士連合会の機関に推挙・立候補することができない。

## 第3章. 弁護士連合会の組織構造

### 第23条. 弁護士連合会の各機関

1. 全国弁護士代表大会は弁護士連合会の最高管理機関である。
2. 全国弁護士委員会は全国弁護士代表大会の2任期中における弁護士連合会の管理機関である。
3. 弁護士連合会常置委員会は全国弁護士委員会の2会期における連合会運営機関である。
4. 弁護士連合会事務局及び専門的な委員会は弁護士連合会の業務補助機関である。

### 第24条. 全国弁護士代表大会

1. 全国弁護士代表大会は全国弁護士委員会によって5年間に1回召集される。全国弁護士委員会の委員の3分の2以上の要請、又は法律のルールに基づいて権限のある国家機関からの要請があれば、臨時に大会を召集することができる。全国弁護士代表大会は召集される3分の2以上の代表者が参加する場合、正当だと見られる。
2. 全国弁護士代表大会は以下の任務・権限がある
  - ア) 前期の全国弁護士委員会議決実施結果報告について議論する；次任期の弁護士連合会活動方針を決定する；
  - イ) 定款の改正・補足を検討する（あれば）；
  - ウ) 全国弁護士委員会委員の選挙を行う；
  - エ) 全国弁護士委員会又は弁護士連合会常置委員会の要請に基づいて他の重要な課題を議論・決定する。
3. 大会に参加する代表者の過半数が賛同する場合には、全国弁護士代表大会議決は採用される。
4. 全国弁護士委員会は各全国弁護士代表大会ごとの参加者、進行手続き及び開催に係る他の課題について決める。

### 第25条. 全国弁護士委員会

1. 全国弁護士委員会の構成は以下のようである。
  - ア) 各委員は当然弁護団の理事長である。弁護団理事長は健康上の問題、又は他の理由で、委員会に参加できない、又は委員会から退く場合、弁護団理事会は委員会の副理事長を推薦する；
  - イ) 各委員は全国弁護士代表大会に選ばれる。大会に選ばれた委員の人数は全国弁護士委員会の当然委員の2分の1を超えてはいけない。
2. 全国弁護士委員会の任期は全国弁護士代表大会の任期に従う。
3. 全国弁護士委員会は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護士業務の論理規定の公布；
  - イ) 全国弁護士代表大会の議決・各決定を実現するための方針・対策の決定；毎年 of 弁護士連合会活動プログラムの決定；
  - ウ) 新任期の全国弁護士委員会の候補者リストに載せるために弁護士の紹介；
  - エ) 常置委員会のメンバーの人数決定；弁護士連合会の会長、各副会長、書記長、常置委員会の委員選出；弁護士連合会の会長、各副会長、書記長、常置委員会の委員、全国弁護士委員会委員の解任・離任；
  - オ) 全国弁護士代表大会召集の決定；

カ) 弁護士連合会の会員費の決定；連合会のファイナンス報告書及び毎年収支予測の承認；

キ) 本定款のルール又は全国弁護士代表大会の指示に基づく他の任務・権限。

3. 全国弁護士委員会は弁護士連合会常置委員会の召集に従って、年間最低2回の定例会議を行う。連合会常置委員会委員の最低3分の2の委員又は全国弁護士委員会の3分の1の委員が求められる場合、全国弁護士委員会は臨時に会議を開く。

委員会の3分の2以上の委員が参加する場合、全国弁護士委員会の各会議が正当だとみられる。

4. 全国弁護士委員会の議決について、会議に出席する過半数の委員から賛同を得なければならない。

5. 全国弁護士委員会は以下の場合のいずれかに該当すれば離任させられる。

ア) 委員会の任務・権限を実施する際に、弁護士連合会の定款の重大な違反をする；

イ) 弁護士連合会、ベトナム弁護士業界利益の侵害行為、国家セキュリティ、国の利益、公共利益の侵害；

ウ) 最低半分の弁護団の信頼が得られない。

全国弁護士代表大会は全国弁護士委員会の離任を決める。

#### 第26条. 弁護士連合会常置委員会

1. 弁護士連合会常置委員会は全国弁護士委員会の2つの会期間における連合会の業務を運営する任務がある。

2. 弁護士連合会常置委員会は委員会の委員の中から、全国弁護士委員会によって選ばれる。弁護士連合会常置委員会に会長、副会長、書記長及び他の委員会がある。常置委員会委員の数は全国弁護士委員会によって決定されるが、21名の委員を超えてはいけない。

3. 弁護士連合会常置委員会は以下の任務・権限がある。

ア) 連合団の補助機関、連合団に直属する専門機関の詳細な組織、任務を定める；

イ) 弁護士修習規制の発行、弁護士修習結果の検査に関して、司法省と協力する；

ウ) 弁護士業務の論理規定遵守について監督する；

エ) 法律の知識、業務スキルについて内容案内及び養成；弁護士に対して、業務の政治・道徳の面に関して養成・教育する；

オ) 弁護士の無料法理的な補助義務の詳細を決める；当該規定実施の案内・検査する；

カ) 弁護士法及び本定款のルールに基づく弁護士の不服申し出を処理する；

キ) 全国の弁護士の専門業務を高めるために、弁護士業務知見の取りまとめ、共有及び他の対策を実施する；

ク) 党、国家、ベトナム祖国前線に対して、弁護士の心情、要望、意見を集積し、反映する；

ケ) 弁護士は法整備、法理科学の検討、法律宣伝・普及・教育に参加するために設定する；

コ) 弁護士連合団の国際協力活動を実施する；

マ) 司法省に対して、弁護士、弁護団及び弁護士連合会の毎年の組織・活動状況、法律に基づくベトナム弁護士連合団の各議決、決定の報告書を送る。

ミ) 本定款のルールに基づく又は全国弁護士委員会が指示した他の任務・権限

#### 第27条. 弁護士連合会会長

1. 弁護士連合会は連合会常置委員会の中から全国弁護士委員会によって選ばれる、また委員会の任期に従う。弁護士連合会会長は全国

弁護士委員長である。弁護士連合会会長は多くても連続2任期しか就任できない。

2. 連合団会長は以下の任務・権限がある。

ア) 連合会の活動について、法律上の代表、そして責任を負う；

イ) 連合会の活動について全国弁護士代表大会、全国弁護士委員会に対して責任を負う；

ウ) 全国弁護士代表大会の決定、全国弁護士委員会、連合会常置委員会の決定の実施を指導・配置し、また連合会の全ての活動を監督する；

エ) 全国弁護士委員会、弁護士連合会常置委員会の会議を召集し、主催する；

オ) 本定款のルールに従う他の任務・権限

3. 弁護士連合会副会長は全国弁護士委員会に連合会常置委員会委員の中から選ばれる。弁護士連合会副会長は全国弁護士委員会副委員長である。弁護士連合会副会長は連合会常置委員会の分担業務を担当し、委任される分野について会長及び常置委員会に対して責任を負う。

全国弁護士委員会は弁護士連合会副会長の人数を決める。

#### 第28条. 弁護士連合会書記長

1. 弁護士連合会書記長は連合会常置委員会委員から全国弁護士委員会に選ばれる。全国弁護士委員会の決定によって、書記長は連合会副会長の可能性がある。書記長は連合会の業務補助機関の活動を運営することに関して全国弁護士委員会、弁護士連合会常置委員会、弁護士連合会会長及び法律に対して責任を負う。

2. 書記長は以下の任務・権限がある

ア) 弁護士連合会の正式な報道官である；

イ) 連合会活動実施における弁護士連合会の業務補助機関間の協力を調整する；

ウ) 弁護士連合会事務局活動を指導する；

エ) 連合会の口座主として委任される；

オ) 弁護士連合会定款のルールに基づく他の任務・権限

3. 弁護士連合会副書記長は書記長の要請に基づいて、連合会長に任命された。

#### 第29条. 弁護士連合会幹部の解任、離任

1. 全国弁護士委員会委員、常置委員会委員、弁護士連合会会長、副会長、書記長は以下の場合に解任される。

ア) 民事行為能力が失ったか制限された。

イ) 担当している肩書から退く。

ウ) 健康上の問題又は他の理由で任務を果たせない。

全国弁護士委員会は弁護士連合会会長、副会長、書記長、常置委員会委員、全国弁護士委員会委員の解任を決定する。

2. 全国弁護士委員会委員、常置委員会委員、弁護士連合会会長、副会長、書記長は以下の場合に離任される。

ア) 自分の任務・権限を実施する際に、弁護士連合会定款の重大な違反；弁護士連合会の利益の侵害；

イ) 弁護士、弁護士業務、弁護士の社会・業務組織の法律、他のルールの重大な違反；

ウ) 弁護団の過半数以上の信頼が得られない；

エ) 弁護団会員資格の一時停止又は弁護士リストから名前の取り消しの形式で処罰される；

オ) 弁護士免許使用権の破棄；

カ) 判決を受け、判決内容が発効される。

全国弁護士委員会は全国弁護士委員会委員、弁護士連合会常置委員会委員、会長、副会長、書記長の離任を決定する。

### 第30条. 弁護士連合会事務局

1. 弁護士連合会事務局は連合会業務補助機関である。弁護士連合会事務局局長は書記長の依頼に基づいて連合会長に任命、解任、離任される。
2. 連合会常置委員会は弁護士連合会事務局の任務、権限及び組織機構を定める。

### 第31条. 弁護士連合会の各委員会

1. 弁護士連合会委員会は以下の通りである。
  - ア) 弁護士権利庇護委員会
  - イ) 業務道徳、表彰、処罰監督委員会
  - ウ) 法律教育、養成、整備、普及委員会
  - エ) 国際協力委員会
  - オ) 全国弁護士委員会が決定する他の委員会
2. 弁護士連合会常置委員会は連合会の各委員会の設置、機構・組織の詳細なルール、任務、権限を決定する。

## 第IV章. ファイナンス

### 第32条. 財政制度

ベトナム弁護士連合会の経費は会費、その他の合法的な収入をもって支弁することになっている。

### 第33条. 財政の収支

1. 弁護士連合会の財政収入は以下の通りである。
  - ア) 会員費;
  - イ) 連合会活動からの収入;
  - ウ) 国からの補助金、個人、国内外組織の寄付金
  - エ) 合法的な収入
2. 弁護士連合会の支出は以下の通りである。
  - ア) 常置委員会、各専門委員会及び事務局の通常活動に対する支出;
  - イ) 研究、発信、宣伝、出版活動に対する支出;
  - ウ) インフラ整備、設備購入;施設設備の補修に対する支出;
  - エ) 連合会の幹部、管理者、職員に対する給与、手当の支出;表彰の支出;
  - オ) 国際関係活動に対する支出;
  - カ) 大会・会議開催の支出;
  - キ) 本部賃借料の支出(あれば);
  - ク) 合理的な他の支出。連合会の支出は目的に適合し、節約、効果的に、ファイナンスに関する法律の遵守の原則に従う。

### 第34条. 弁護士修習登録料、弁護団加入費、弁護団会員費、弁護士連合会会員費

1. 弁護士修習を登録する際に、修習者は弁護団に対して費用を納入する。弁護団の弁護士大会が弁護士修習登録料を定める。
2. 弁護団の入会を認められる者は弁護団に対して費用を納入しなければならない。弁護団の弁護士大会は入会費、入会費の免減を定める。
3. 弁護士は弁護団会員費を納入しなければならない。弁護団弁護士大会は弁護団会員費を定める。
4. 弁護士は全国弁護士委員会が統一的に定める弁護士連合会の会員費を納入しなければならない。弁護団理事会は連合会

会員費を受取る責任があり、全国弁護士委員会が定める期限内に連合会に対して十分に納入する。

### 第35条. 弁護士連合会の財政、他の資産の管理

1. 弁護士連合会の財政、他の資産の管理・使用に関しては、法律のルール、連合会常置委員会の詳細なルールに従って実施される。
2. 毎年、弁護士連合会の前年度の財政状況、次年度の財政計画について、全国弁護士委員会の会期において報告する。全国弁護士委員会は弁護士連合会常置委員会の方向に基づいて財政予算を承認する。

## 第V章. 表彰、罰則、不服申立て、訴訟

### 第36条. 表彰

1. 弁護士業務、弁護士組織・活動事業における優秀な功績がある弁護団、弁護士業務運営組織、弁護士、他の組織、個人は弁護士連合会に表彰され、名誉名義を贈られ、又は競争・表彰法のルールに基づいて権限のある機関に表彰されるように依頼する。
2. 弁護士連合会常置委員会は表彰の形式、対象、規準、手続きの詳細を決める。

### 第37条. 弁護士に対する罰則

1. 弁護士は弁護士法、弁護士連合会定款、弁護団定款、弁護士職業の論理規定及び弁護士の社会・職業組織の他のルールの違反行為がある場合、違反の性質、程度によって以下の形式で処罰される。
  - ア) 注意;
  - イ) 警告;
  - ウ) 6カ月～24カ月間に弁護団会員資格の一時停止;
  - エ) 弁護団弁護士リストから名前取消し。
2. 弁護団理事会は弁護団の表彰・処罰委員会の依頼を受け、本条第1項に定める罰則を処する権限がある。
3. 弁護士は以下の場合に該当すれば、弁護団の弁護士リストから名前取消し形式で処罰される。
  - ア) 弁護士免許使用権の破棄;
  - イ) 判決を受け、判決内容が発効された;
  - ウ) 弁護士連合会定款、弁護団定款、弁護士職業に関する論理規定の重大な違反;
  - エ) 弁護団会員資格の一時停止として処罰されたが、執行終了日から一年以内にまた警告以上の処罰を検討される違反行為がある;
  - オ) 正当な理由なしで連続的に6カ月以上に弁護士連合会会員費、弁護団会員費を納入しない。
  - カ) 弁護団定款に弁護士連合会常置委員会のガイドラインに従って、弁護士に対する処罰の検討・決定手続きを定める。

### 第38条. 弁護士処罰決定の不服申し出

1. 弁護士は弁護団理事会による処罰の決定に対して不服申し出する権がある。弁護士連合会常置委員会は弁護団理事会の罰則に対する不服申し出を解決する権限がある。不服申し出を解決する際に、弁護士連合会は弁護団の罰則を保持、改正又は破棄する権限がある;弁護団理事会による罰則の改正・破棄する場合、弁護士連合会常置委員会は弁護団が決定した罰則より軽い罰則を決めることができる;より重い罰則を処したい場合、常置委員会は検討・決定してもらうために全国弁護士委員会に報告しなければならない。
2. 全国弁護士委員会は弁護士に処した処罰の不服申し出解決手続きを定める。

3. 弁護団による弁護士の処罰が弁護士法、連合会定款、弁護団定款に違反する又は客観性、透明性、公平性を保てないと認められる場合、連合会常置委員会は弁護団理事会の罰則実施を停止させ、また弁護団理事会の表彰・処罰委員会に対して、当該弁護士に対する罰則の再検手続きを依頼する権限がある。弁護団による2回目の罰則が適合ではない認められる場合、連合会常置委員会は弁護団理事会が決定した罰則より軽い罰則を決定することができる；より重い罰則を処したい場合、常置委員会は全国弁護士委員会に検討・決定してもらうために、報告する。

#### **第 39 条。 弁護団理事会、 弁護士連合会の各機関の決定、 行為の不服申し出。**

1. 個人、組織は弁護団理事会、 弁護士連合会の各機関の決定、 行為が自分の合法的な権・利益を侵害する根拠があれば不服申し出ができる。
2. 弁護士連合会常置委員会は弁護団理事会、 弁護士連合会の各機関の決定・行為に対する不服申し出を解決する権限がある。
3. 全国弁護士委員会は弁護団理事会、 弁護士連合会の各機関の決定・行為に対する不服申し出の解決手続きを定める。

#### **第 40 条。 訴訟**

1. 個人は弁護士法及び本定款のルール違反行為について権限のある機関、 弁護士連合会、 弁護団に対して訴訟できる。
2. 訴訟の解決は訴訟に関する法律のルールに従う。

### **第 6 章。 弁護士連合会と国家機関及び他の組織との関係**

#### **第 41 条。 弁護士連合会と司法省の関係**

弁護士連合会は弁護士組織の開発・質向上、 弁護士の法理的サービス質向上、 法律、 弁護士の倫理規定遵守の確保の目的で、 国家管理と弁護士の社会・業務組織の自治役割発揮を連携させる原則を確保することを踏まえて弁護士法及び本定款のルールに従って弁護士管理及び弁護士業務運営作業に司法省と協力する。

#### **第 42 条。 弁護士連合会と訴訟機関との関係**

弁護士連合会は法律のルールに従って訴訟に参加する弁護士の権・義務保持条件を設定することにおいて訴訟実施機関と密接に連携する。

#### **第 43 条。 弁護士連合会とベトナム祖国前線との関係**

ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国前線のメンバーであり、 ベトナム祖国前線定款のルールに従う義務・権利がある。

#### **第 44 条。 弁護士連合会とベトナム弁護士委員会、 他の機関・組織との関係**

弁護士連合会は弁護士連合会、 弁護団、 弁護士業務運営組織の活動及び弁護士の業務実施の良好な条件を設定する； 弁護士及び弁護士組織の合法的な権・利益庇護のために、 弁護士組織、 活動に関する課題についてベトナム弁護士委員会、 機関、 組織と密接に協力する。

### **第 7 章。 実施条項**

#### **第 45 条。 施行効力**

7 章 46 条を含むベトナム弁護士連合会定款は 2009 年 5 月 10 日付弁護士代表大会第 1 回に採用され、 司法省大臣の承認決定に従って施行効力がある。

法律の変更によってベトナム弁護士連合会定款が法律のルールに反する場合、 法律のルールに従う。

弁護士法、 ベトナム弁護士連合会定款を踏まえて、 中央直属省・市の弁護団は自分の弁護団の定款を発行する。 弁護団定款は弁護団の組織、 活動に関係する課題について弁護士連合会定款のルールを具体化し、 弁護士連合会定款のルールに反しない。

#### **第 46 条。 弁護士連合会定款の改正・補足**

全国弁護士代表大会しか弁護士連合会定款の改正、 補足することができない。 定款の改正・補足は大会参加者の 3 分の 2 以上から賛同を得なければならない。

弁護士連合会常置委員会は本定款の実施の案内及び監督する責任がある。